

# 文教厚生委員会 会議録

=====  
日 時 令和2年3月11日（水）  
午後1時開会，午後4時40分閉会  
場 所 第2委員会室

- 
- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項

付託された議案の審査

- ① 議案第6号 土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- ② 議案第9号 土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第10号 土浦市立学校給食センター条例の一部改正について
- ④ 議案第11号 土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑤ 議案第12号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- ⑥ 議案第16号 令和2年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- ⑦ 議案第17号 令和2年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- ⑧ 議案第18号 令和2年度土浦市介護保険特別会計予算
- ⑨ 議案第26号 令和元年度土浦市一般会計補正予算（第8回）
- ⑩ 議案第27号 令和元年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- ⑪ 議案第28号 令和元年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- ⑫ 議案第29号 令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第5回）

- 4 各課からの報告

- ①令和元年度土浦市総合教育会議の開催結果について  
（1）就学前教育について
- ②その他

- 5 各種委員会委員の選出

（土浦市障害者計画策定委員会委員（選出すべき人数1名））

- ・委員の任期 委嘱の日から計画策定まで

（土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員（選出すべき人数1名））

- ・委員の任期 令和2年4月から令和4年3月まで

(土浦市学校給食センター運営審議会委員 (選出すべき人数1名))

・委員の任期 令和2年6月から令和4年5月まで

(学区審議会委員 (選出すべき人数2名))

・委員の任期 令和2年6月から令和4年5月まで

## 6 閉 会

---

### 出席委員 (8名)

委員長	福田	一夫
副委員長	矢口	勝雄
委員	田子	優奈
委員	奥谷	崇
委員	目黒	英一
委員	塚原	圭二
委員	下村	壽郎
委員	鈴木	一彦

---

### 欠席委員 (なし)

---

### 説明のため出席した者 (23名)

保健福祉部長	川村	正明
社会福祉課長	長谷川	雄一
障害福祉課長	加藤	史子
こども福祉課長	藤井	徹
高齢福祉課長	水田	和広
国保年金課長	菊田	宏巳
健康増進課長	塚本	浩幸
療育支援センター所長	直井	洋明
つくしの家所長	中村	孝一
教育長	井坂	隆
教育部長	羽生	元幸
教育総務課長	平井	康裕
学務課長	元川	宏
文化生涯学習課長	中澤	達也

スポーツ振興課	根本 卓也
国体推進課長	北島 康雄
指導課長	中山 弘
第一学校給食センター	沼崎 俊明
第二学校給食センター	多田 宏
図書館長	入沢 弘子
図書館副館長	大貫 三千夫
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	黒澤 春彦

---

事務局職員出席者

係長 小野 聡

---

傍聴者（なし）

---

○**福田委員長** それでは、協議事項1付託された議案の審査に入ります。議案第6号土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**長谷川社会福祉課長** 社会福祉課です。議案第6号土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。議案書の25頁になりますが、委員会保健福祉部資料でご説明いたしますので、資料の1頁をお願いいたします。改正理由でございますが、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定している災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が一部改正されましたので、それに伴い土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものです。改正内容でございますが、災害援護資金の貸付けについて、国の法律及び施行令の償還金の支払猶予の追加、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例等の改正が行われ、条項が追加されたので、土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の条項ずれの整理、引用箇所の変更を行うものです。施行日につきましては公布の日から施行するものです。説明につきましては以上です。よろしく願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第6号は、原案どおり決することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第6号土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第9号土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**元川学務課長** 学務課でございます。議案書は39頁、41頁になりますが、委員会資料で説明させていただきます。資料の1頁をお願いいたします。本件につきましては、平成28年5月策定の土浦市立幼稚園の再編計画について、昨年8月、新治幼稚園の廃止時期を1年前倒しにして、令和3年3月末に変更したことに伴い、土浦市立学校の設置及び管理に関する条例を一部改正するものでございます。改正の内容については、本条例の別表から新治幼稚園に係る学校の名称及び位置を削除するもので、施行日は令和3年4月1日でございます。なお、資料2頁が改正案文、3頁が新旧対照表になります。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○**下村委員** 前倒し一年早めるということですが、混乱はありませんか。

○**元川学務課長** こちらの計画変更にあたりまして、新治幼稚園の保護者会ですとかバスで通っている方に戸別訪問し、ご理解を賜ったうえで変更させていただいたものでありますので、特に混乱はございません。

○**田子委員** 私はやっぱりこの幼稚園廃止は納得はできないんですけども、どうしてもこれはやむを得ないということでしょうか。

○**元川学務課長** やはり現場の園長、教頭先生とも協議させていただいたところ、やはり行事ですとかそういった部分で単独の園でなかなか難しいという状況で、園の運営にも支障が来ているというご意見がございまして、今後ますます減少していくということが予測されましたので、今回一年前倒しということが決定した次第でございます。

○**田子委員** 廃園にしたその後をお伺いしたいのですが。あの場所をその後どのように活用していくのか見通しはあるのでしょうか。

○**元川学務課長** 跡地の利活用につきましては、教育委員会で判断できないという部分になって参りますので、こちらは別の担当部署の方で検討いただく予定でございます。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。挙手採決とさせていただきます。議案第9号土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手6名あり)

○**福田委員長** 田子委員は反対ということによろしいですか。

○**田子委員** 賛成ではないですけど、反対でもありません。

○**福田委員長** 賛成多数ということで議案第9号土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第10号土浦市立学校給食センター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**元川学務課長** 学務課でございます。議案書は43頁から46頁になりますが、委員会資料で説明させていただきます。資料の4頁をお願いいたします。本件につきましては、本年5月末までの工期で現在建設を進めております仮称土浦市立学校給食センターの整備完了に当たり、土浦市立学校給食センター条例を一部改正するものでございます。改正の主な内容については、施設の名称を土浦市立学校給食センターに、施設の位置を土浦市藤沢969番地2に改めるとともに、これまで条例で規定しておりました土浦市立学校給食センター運営審議会の運営に関する規定を本条例施行規則に委任する為削除するものでございます。その他の改正内容につきましては、資料8頁、こちらの新旧対照表に記載のとおり、現行の運営審議会委員の選出区分について、所属保健所長を所属保健所の職員に改め、前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者との規定を新たに加えるものでございます。続きまして、資料6頁をお願いいたします。こちらの付則第2項に記載がございしますが、これまで土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表において、学校給食センター運営審議会の表記が学校給食センター審議会となっておりましたことから、本条例の付則により改めるものでございます。お手数でも、資料4頁にお戻りください。施行日につきましては、運営審議会に係る改正規定は、現在の委員の任期が本年5月末日までとなっておりますことから、令和2年6月1日から、また、施設の名称と位置を定める第2条第2項の改正規定は、新センターから学校への給食提供開始は本年9月を予定しておりますが、施設の本格稼働までの準備期間を考慮いたしまして、令和2年8月1日から施行することとしております。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第10号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第10号土浦市立学校給食センター条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第11号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**中澤文化生涯学習課長** 議案書は47頁からとなりますが、教育委員会資料の10頁よりご説明させていただきますので、教育委員会資料の10頁をお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、厚生労働省より令和元年10月3日に施行され、放課後児童支援員の要件に係る基準が従うべき基準から参酌すべき基準に改正され、地域の実情に応じて条例で基準を定めることが可能となりました。放課後児童支援員についてですが、これまでは茨城県主催で行われる認定資格研修を修了していない者であっても、令和2年3月31日までに当該研修を修了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすとする、所謂みなし支援員として認められておりました。この期限が令和2年3月31日で切れることから、現状においても支援員の確保が困難なことを鑑み、参酌すべき基準に改正されたことから、みなし支援員の経過措置期間を1年間延長し、支援員の確保を図る為、条例の一部を改正するものです。改正の内容につきましては、付則第3条第1項中平成32年3月31日を令和3年3月31日に改めるものです。この条例は令和2年4月1日から施行するものです。説明は、以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第11号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第11号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第12号土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**中澤文化生涯学習課長** 議案書は51頁からとなりますが、教育委員会資料の13頁よりご説明させていただきますので、教育委員会資料の13頁をお願いいたします。改正の趣旨でございますが、本年4月に上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合に伴い、上大津西小学校児童クラブを閉鎖し、また、今年度、土浦小学校第1児童クラブの部屋を分割したことにより、土浦小学校第4児童クラブを新たに設置。更に、神立小学校第1児童クラブを増築したことにより、定員が9人分増えたことから、放課後児童クラブ条例の一部を改正するものです。改正の内容につきましては、15頁の新旧対照表をご覧ください。別表第2条関係でございます。表の一番上にあります土浦小学校第1児童クラブの定員を、部屋を分割したことにより、現行の60人から30人に改め、新たに土浦小学校第4児童クラブ、定員30人を追加いたします。次に、小学校の統合に伴い、上大津西小学校児童クラブの項を削除し、増築した神立小学校第1児童クラブの定員を、現行の34人から43人に改めるものです。なお、新年度の菅谷小学校の児童クラブは、定員38人のところ、31人の入所予定となっておりますので、学校の統合による待機児童は発生しない見込みとなっております。この条例は令和2年4月1日から施行するものです。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第12号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第12号土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第26号令和元年度土浦市一般会計補正予算(第8回)についてを議題といたします。執行部より順次説明をお願いします。

○**長谷川社会福祉課長** 社会福祉課です。議案第26号令和元年度土浦市一般会計補正予算(第8回)につきましてご説明いたします。追加議案の26頁をお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。15節工事請負費につきましては、真鍋事務庁舎解体工事費の決算見込による減額補正です。当初予算では、外壁吹き付け材及び内装の一部にアスベスト(石綿)が含まれるとして積算しておりましたが、一部にしか含まれていなかったことによる減額と、入札による契約差金による減額です。25節積立金は、寄付金及び銀行利子を社会福祉事業基金に積み立てるもので、2事業所等及び2人の方からの寄付、また、社会福祉事業基金の運用利子分について、増額補正をお願いするものです。28節繰出金につきましては、説明欄記載のとおり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の3つの特別会計への繰出金となります。それぞれの特別会計決算見込みに基づく増額及び減額補正をお願いするものです。なお、特別会計の補正予算の詳細につきましては、それぞれの特別会計の項目で説明いたします。説明は以上です。

○**中村つくしの家館長** 続いて同じ目つくしの家管理運営費でございます。補正の内容は報酬を減額するものですが、つくしの家職員15人にかかわる報酬の支給実績と差額が生じたので不用額を減額するものでございます。

○**水田高齢福祉課長** 続いて5目老人福祉費でございます。20節の扶助費、居宅介護サービス利用者負担額助成費の補正につきましては、当初予算額よりも実績が上回ることが見込まれたことから増額をお願いするものでございます。

○**長谷川社会福祉課長** 議案書26頁9目生活困窮者自立支援事業費でございます。13節委託料の生活困窮者自立支援事業委託につきましては、土浦市社会福祉協議会へ委託して実施しておりますが、社会福祉協議会職員の給与・手当と、嘱託職員の報酬の減額により、減額補正をお願いするものです。27頁になります。19節負担金補助及び交付金の補助金は、生活保護に至る前の段階から支援を行い自立の促進を図る為に、生活困窮者に家賃相当額を給付する住居確保給付金につきまして、決算見込みにより減額補正をお願いするものです。23節償還金利子及び割引料につきましては、平成30年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金の精算に伴う返還金の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、10目プレミアム付商品券事業費でございます。本事業は、令和元年10月1日から消費税・地

方消費税の税率引き上げが実施され、この引き上げが低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えする目的で、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行を行う事業で、当初予算では、事業実施に必要な金額を最大限見込んで予算化しましたので、決算見込みにより減額補正をお願いするものです。現在の状況は、令和2年2月末までで商品券の販売を終了し、商品券の使用期限は3月末までとなっております。対象者は、令和元年度の市民税が非課税の方、3歳未満の子が属する世帯の世帯主、合わせて2万8,182人に対しまして、商品券の引換券を交付した方が9,899人となっており、交付した割合は35.1パーセントとなっております。また、2月末の商品券の販売冊数は、3万3,607冊で、対象者2万8,182人が全員最大限購入した場合との比較では、23.8パーセントとなっております。3節職員手当等は、職員の時間外勤務手当の減、11節需用費の消耗品費は、事務に係る消耗品、12節役務費は郵送料の通信運搬費の減、13節委託料は、商品券の販売を日本郵便に委託しましたことから、人材派遣委託料の減となっております。19節負担金補助及び交付金の補助金は、プレミアム付商品券事業補助金で、商品券を使用した店舗等からの請求に対する換金業務を土浦商工会議所に委託しており、その換金の為の補助金となりますが、決算見込みにより減額しております。なお、商品券の使用期限を令和2年3月末までとしておりますので、店舗等からの請求により換金するのが3月末で終了しないことから、土浦商工会議所に換金業務を委託しているプレミアム付商品券事業委託料と、換金の為のプレミアム付商品券事業補助金について、繰越明許費とさせていただきます。

○藤井こども福祉課長 議案書27頁をお願いいたします。2項児童福祉費につきまして、順次、ご説明させていただきます。1目児童福祉総務費の13節委託料は、子ども・子育て支援事業計画策定委託について、当初予算額より契約金額が低く、差額が生じたことから、減額をお願いするものです。23節償還金利子及び割引料については、平成30年度の子ども・子育て支援交付金の国庫支出金の返還金です。変更交付金額決定後の増額申請は認められない為に、不足しない額を見込んで申請したところ、実績額との差が生じたことから、差額を返還する為に増額をお願いするものです。28頁をお願いいたします。4目母子父子福祉費の20節扶助費については、遺児手当の受給者が、当初見込みより少ないことから、手当の減額をお願いするものです。23節償還金利子及び割引料の平成30年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金については、高等職業訓練促進給付金等事業の返還金です。実績額との差が生じたので、差額を返還する為に増額をお願いするものです。5目保育所費の1節報酬は、公立保育所の非常勤保育士報酬の当初予算と実績に差が生じることから、減額をお願いするものです。6目私立保育園費の13節委託料は、民間保育所入所児童委託料及び、広域保育委託料について、保育単価の増額や市外の保育園に入園する児童の増加などにより、委託料の増額が見込まれることから、増額をお願いするものです。19節負担金補助及び交付金について、保



育体制強化事業費補助金は、民間保育所や認定こども園等で実施する保育士の負担軽減事業ですが、当初見込みより事業を実施する施設が少ないことから、減額をお願いするものです。また、私立保育園等整備費補助金は、桜川保育園の決算見込額が当初予算額よりも減額となること、及び、もみじこども園について、建築基準法の関係で2か年に事業を変更することから、減額をお願いするものです。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○直井療育支援センター所長 9目つくし学園費でございます。利用者数、利用日数とも見込み数よりも多く、児童デイサービス介護給付費負担金の増で有り、財源更正を行うものでございます。10目つくし療育ホームでございます。1節報酬ですが、非常勤職員の報酬で実績見込み減の為の減額補正でございます。12目早期療育相談費でございます。1節報酬は非常勤職員の報酬で実績見込み減の為の減額でございます。

○長谷川社会福祉課長 議案書29頁をお願いいたします。3項生活保護費、1目生活保護総務費でございます。1節報酬は、生活保護業務関係職員の人件費ですが、医療指導員と面接相談員報酬に不用額が生じたので、減額補正をするものです。14節使用料及び賃借料は、パソコン使用料とシステム使用料について、機器を更新した結果、予算額より低額で更新できたことにより、減額補正をするものです。23節償還金利子及び割引料の生活保護費国庫補助金返還金及び生活保護費国庫負担金返還金は、いずれも平成30年度の精算に伴う返還金の増額補正をお願いするものです。2目扶助費につきましては、医療扶助費の決算見込みによる増額補正をお願いするものです。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○塚本健康増進課長 4款衛生費1項保健衛生費2目予防費の13節委託料でございます。市民の感染症の予防と罹患した場合の重症化予防のために、予防接種法に基づき、定期接種と任意予防接種について実施しておりますが、接種者が、当初の見込みより少なかったことから、減額補正をお願いするものでございます。続きまして、6目母子保健事業費でございます。13節委託料でございます。妊娠中に14回、乳児期に2回受診できる健康診査を受けるための妊婦・乳児健康診査委託料でございますが、妊婦健診・乳児健診共に受診者が、当初の見込みより少なかったことから、減額補正をお願いするものです。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福田委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○奥谷委員 1点教えてください。先ほどのご説明の中で民生費の27頁になりますけど、プレミアム付き商品券事業の対象者と実績をいただきましたけど、実際対象者の35.1パーセント、配布の冊数では23.8パーセントと。非常に低いといえますか、行き渡っていない状況下と思いますが、これの計画との懷疑の要因はどういう風に分析をなされていますか。

○長谷川社会福祉課長 私どもの当初予算的に申し上げますと、対象者の4割程度が申請によりまして引換券交付・購入するかなと思っていたんですけど、実際ふたを開け

てみますとかなり少なかったんですけど、これは全国的な傾向でしてこのような状況になっているとお聞きしております。理由といたしましては、その前に消費税の影響を緩和するために臨時福祉給付金というのをやっております。臨時福祉給付金の場合には完全に対象者に差し上げるという給付するという形で実施しておりましたので、その際は皆さん申請なされて給付いたしましたんですけど、このプレミアム付き商品券の場合、5,000円の商品券を4,000円を出して購入すると、1,000円分がお得になるという形になるんですけど、非課税の対象者の中でだいぶ購入する方が少なかったという状況で率が少なくなったのかなと分析しております。

○**奥谷委員** 何日前かの茨城新聞でもほかの自治体の状況も含めて分析していたと思うんですけど、だいぶ残っている分の処理といたしますか、費用的な処理も含めてどういった形でやるのか教えて欲しい。

○**長谷川社会福祉課長** 商品券は1回でだいぶ出る予想の数を印刷してしまっておりますので、それを土浦市は各郵便局と販売契約を結んでおりまして、郵便局の方に渡してございます。それが今回だいぶ率が少なかったということで戻って参りますので、その点につきましても郵便局の方で処分することができるということで、ちょっと費用はかかってきてしまいますけど、郵便局の方でそういうサービスをしていただけるということで、契約を結んで処理していくこととなります。

○**福田委員長** 他にございますか。

○**下村委員** 26頁。老人福祉なんですけど、居宅介護サービスの助成費が増えているんですね。これだんだん増えていくという風に感じているんですけど、見込み、予算額が少なかったという風に受け取っても良いんですか。予想の問題ですけど。

○**水田高齢福祉課長** こちらのサービス助成費につきましては、例年の伸び率に準じて予算の方はいただいている状況で、その予想をちょっと超えたというような形になります。

○**下村委員** 例えば健康寿命を長くさせましょうよという施策もある中でどんどんこういったことが増え続けてくると、補正予算を何回も経てなくなってしまうといったことが懸念されます。難しい判断でしょうけど、いっぱいもらっておいてください。

○**福田委員長** 他にありますか。

○**下村委員** 3つあるので少しずつすみません。1つは27頁、児童福祉かな。子ども子育て支援交付金国庫支出返還金というところで、何か対策したことができなかったのかな。あるいはなぜこんなに返還する金額が多いのかな。

○**藤井子ども福祉課長** 子ども子育て支援交付金ですが、メニューがいろいろございまして、例えば延長保育や民間保育所で実施している一時預かりですが、延長保育や一時預かりで計画より実績の方が少なかったということです。実際には事業を実施してしましても、利用するお子さんの数が少ないと補助金の交付の規定に合致しない場合があります、その場合は補助金を受けられないということになりますので、その差額が返還となります。

○**下村委員** 保護者の方に規定どおりやってもらえるように進めていくのも一つの方策

かと。

- 藤井こども福祉課長 延長保育等につきましては11時間を超えた利用につきまして30分、1時間、2時間という風な形で補助金の額が上がっていく様になっているのですが、1時間が経った時点でお子さんが何人かいないと国から補助金を受けられない制度となっており、実際は1名2名いたとしても6人という規定だとその6人がいないと補助の対象にならないということで、実際に民間の保育園では8時までやっているところはやっておりますが、この補助の対象となっておりません。
- 下村委員 あと28頁の私立の保育所保育費というやつかな。私立保育園費の中の広域保育委託料の増額というのは、いわゆる市から出たところの保育所に委託するというので、その補助金でしたよね。そうするとこんなにいっぱい。そうとう増えているんですか。
- 藤井こども福祉課 ご指摘のとおりでございまして、広域で市外の他市町村の私立の保育所に行っているお子さんは41名おまして、32園に通っているというものです。予算では380人程度の予算を取っていたのですが、これは延べ人数で、490人と約120人程度多い、月にすると10名ほど多くなっております。
- 下村委員 29頁の6番。母子健康保険事業ですけど、減になっていますよね。乳児検診が予想より乳児とか妊婦がいなかったということですか。それとも受けていなかったということですか。
- 塚本健康増進課長 要因としては2つ考えられまして、1つは少子化の影響ということで、妊婦さんも減ってお子さんも減っている。それと核家族といったものも要因だと思うんですが、特に14回の検診を受けずに出産に至ってしまうケースも時々見受けられますので両方だと思いますが、主な要因は少子化の影響が大きいのではないかと考えております。
- 下村委員 はい。わかりました。受けられるように啓発をしていただければと思います。
- 福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

- 福田委員長 それでは教育費の方をお願いします。
- 平井教育総務課長 追加議案書36頁をお願いします。1項教育総務費、2目事務局費、13節委託料につきましては、児童生徒が参加する体育大会やコンクールなどの際に、生徒送迎用バス運行委託分として、予算化しておりましたが、台風の影響等による天候不良の影響により、当初運行を予定していた運行日数が減少したことに伴い、執行額が予算額を下回るため、減額補正をお願いするものです。2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料につきましては、浄化槽保守点検委託料及び、受水槽・高架水槽 清掃委託契約の入札差金が生じたことから、減額補正をお願いするものでございます。15節工事請負費につきましては、小学校受変電設備内の、PCBを含む変圧器機等の更新工事において、右初小学校の、受変電設備管理受託者の管理台帳において、更新済の機器1機を、未更新として誤表記されていたこと

が確認され、工事が不要となったこと。また、下高津小学校の床改修工事を、非構造部材耐震化工事と同時発注したことで、契約金額が減額になったことから、減額補正をお願いし、合わせて財源内訳の更正をお願いするものでございます。3目学校建設費、15節工事請負費につきましては、下高津小学校の非構造部材耐震化工事及び、床改修工事を同時発注したことで、経費の削減が図られたこと、更には、荒川沖小、下高津小学校の、非構造部材の耐震化工事契約による、入札差金が生じたことから減額補正をお願いし、合わせて財源内訳の更正をお願いするものでございます。3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料につきましては、火災報知器等保守点検委託契約による入札差金が生じたことから、減額補正をお願いするものでございます。15節工事請負費につきましては、土浦一中のPAS、高圧気中開閉器と高圧ケーブルの更新工事について、一部、緊急修繕にて対応したことで工事内容が変更となり、契約金額が減額となり、更に工事契約による入札差金が生じたことから、減額補正をお願いするものでございます。2目教育振興費、14節使用料及び賃借料につきましては、宿泊体験学習に係るバス借り上げ分として予算化しておりましたが、今年度の執行額が予算額を下回ったことから、減額補正をお願いするものでございます。追加議案書37頁をお願いします。3目学校建設費、14節使用料及び賃借料につきましては、中学校8校の体育館照明のLED化について、照明機器のリース期間として、当初5月からの契約を予定しておりましたが、設置工事が夏休み期間となり、今年度の契約期間に変更が生じたため、減額補正をお願いするものでございます。4項幼稚園費、1目幼稚園費、13節委託料につきましては、火災報知器等保守点検委託契約による入札差金が生じたことから、減額補正をお願いするものでございます。2目私立幼稚園振興費、19節負担金補助及び交付金でございます。1つ目の、私立幼稚園保護者助成補助金につきましては、令和元年10月開始の幼児教育無償化に伴い、保護者負担の格差が解消されたため、9月末をもって助成金の交付を廃止し、10月以降の6ヶ月分について、減額補正をお願いするものでございます。2つ目の、私立幼稚園就園奨励費補助金につきましても、幼児教育・保育の無償化に伴い、国庫補助事業であります、就園奨励費補助金が9月末をもって廃止されたことから、10月以降の6ヶ月分について、減額補正をお願いし、合わせて財源内訳の更正をお願いするものでございます。以上でございます。

○中澤文化生涯学習課長 5項社会教育費、4目芸術文化振興費でございます。文化振興基金利子につきましては、預金利子が確定したことから、25節積立金4万8,000円を増額補正をお願いするものです。

○木塚博物館副館長 8目博物館費でございますが、13節委託料はブロック塀構造調査委託料の減です。博物館東側の第1駐車場のブロック塀は境界確定が終了次第、基礎や鉄筋が建築基準法に適合するかどうか確定する調査を予定しておりましたが、元年度末に北側ブロック塀の構造調査を実施した際に東側のブロック塀も合わせて調査し、建築基準法に適合しないことが判明したことから、本年度の構造調査が不

要になり減額補正をお願いするものです。

- 中澤文化生涯学習課長 11目青少年育成費についてでございます。児童クラブ支援員及び補助員について、児童クラブの開所日・時間ごと、児童の増減実態に応じて柔軟に配置したことによる報酬904万5,000円と賃金151万6,000円を減額補正をお願いするものです。続いて、38頁をお願いいたします。一番上の段、23節償還金利子及び割引料、国庫支出金返還金につきましては、平成30年度の子ども・子育て支援交付金の国庫交付金について、精算のための歳出予算を計上するものでして、837万4,000円を増額補正をお願いするものです。私からは、以上でございます。
- 根本スポーツ振興課長 6項保健体育費2目社会体育振興費19節負担金補助及び交付金、土浦市小学校体育連盟事業補助金につきましては、日程調整の関係で陸上記録会が中止になったことから減額補正をするものでございます。3目体育施設費13節委託料につきましては、市立武道館のブロック塀改修にあたりまして、塀を全部撤去して、再設置する際には隣接する民地と境界確認する必要がありますが、構造検査の結果、部分補修を行うことにより強度が確保されることが判明したことから、境界測量委託料を減額補正するものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては新治トレーニングセンター、旧宍塚小学校体育館、及び土浦第一中学校のグラウンドの照明のLED化をリース方式により整備を行ったものですが、その工事費につきまして新治トレーニングセンターや旧宍塚小学校体育館にて開催される大会等を考慮し、施設利用者との調整を行った結果、リース開始が11月以降となったことからLED照明器具借上料を減額補正するものでございます。
- 福田委員長 それでは質問がありましたらお願いします。
- 田子委員 36頁の小学校費の工事請負費なんですけれど、工事が済んでいたものを済んでいなかったと記録をできてしまっていたということですか。
- 平井教育総務課長 PCBの含有費でございます。コンデンサと変圧器がございます。そのうち右籾小学校のコンデンサの一つが管理台帳上。これは関東電気保安協会にて台帳を作りいただいているのですが、未更新と標記が有りましたが、既に更新済みと改めて確認されまして、その1つ分の工事費が不要になったということで減額になったということでございます。
- 田子委員 ということは、更新したときに更新するための金額は支出として出ていたということよろしいですか。
- 平井教育総務課長 はいその通りでございます。
- 福田委員長 他にございますか。
- 長谷川社会福祉課長 社会福祉課でございます。議案書の7頁にお戻りいただいて、第2表繰越明許費の補正ですが、3款民生費1項社会福祉費のプレミアム付商品券事業は、先ほどご説明いたしました。年度末までで事業が終了しないので、事務費として、プレミアム付商品券事業委託料6万円、事業費として、プレミアム付商品券事業補助金6,000万円、合わせて6,600万円を繰越明許費とさせてい

たきます。

- 中澤文化生涯学習課長** 追加議案書の7頁をお願いいたします。同じく繰越明許費、第2表の下から3行目、5項社会教育費、市民会館耐震化及び大規模改造事業でございます。これは市民会館の駐車場整備に伴う繰り越しでございます。契約金額1,474万円の内、完了払い分、894万円を繰り越すものでございます。繰越の理由でございますが、雨水排水処理等に関して、近隣施設との調整に時間を要し、年度内竣工が見込めなくなったことから、繰越すものでございます。なお、現在工事を急ピッチで進めておりますので、5月24日の市民会館リニューアルオープンには、差し支えない予定でございます。以上でございます。
- 元川学務課長** 別冊の7頁第2表繰越明許費をお願いいたします。9款教育費6項保健体育費の学校保健管理事業において、各学校に年2回配布しております学校給食配膳員や児童生徒が給食時に使用する手洗い用消毒剤につきまして、新型コロナウイルス等の感染症対策としての需要の急増により、メーカーの在庫が少なくなっており、年度内の納品が困難な状況であることから、当該購入費用を次年度へ繰り越すものでございます。同じく、学校給食センター再整備事業において、施設用地が狭小であるため、建設工事に当たり、大型重機等の配置・運用において、現在、工事に必要な部分に仮囲いを行い、新治トレーニングセンター駐車場用地の一部を使用しておりますが、新学校給食センター敷地内の外構工事のスケジュールの関係で、仮囲いを撤去する時期が次年度となる見込みであり、新治トレーニングセンター駐車場の舗装打ち替え等を行う敷地外の外構工事については、仮囲い撤去後の工事開始となるため、年度内の完了が困難となりましたことから、次年度に繰り越すものでございます。以上でございます。
- 長谷川社会福祉課長** 続きまして、8頁をお願いいたします。11款災害復旧費4項厚生関係災害復旧費の台風15号と台風19号関連の災害復旧事業は、台風15号と台風19号により居住する住宅に著しい被害を受けた世帯に支給します被災者生活再建支援金につきまして、支給を受けるための申請期間が、支給の対象となる自然災害が発生した日から13か月を経過する日までとなっていることから、繰越明許費とさせていただきます。台風15号は、複数世帯で半壊の場合の25万円の10件分補正しまして、単数世帯の半壊2件分支給しましたので、残額212万5,000円を繰り越します。また、台風19号は同様に、複数世帯で半壊の場合の25万円の5件分を補正しましたが、今のところ申請がありませんので、全額の125万円を繰り越しいたします。説明は以上でございます。
- 福田委員長** 質問はありますか。
- 下村委員** 市民会館耐震化の駐車場について繰越明許費。あと学校給食センター再整備事業でも駐車場工事が4月5月に行うということで、駐車場工事は雨が降ると進まない。そこを無理矢理にやると後でどんどん補修工事が多くなってやはりお金が多くかかってしまうので、雨の時は無理矢理やらず見極めて頂きたい。
- 田子委員** 教育費の学校保健管理事業でエタノールの購入費用を繰り越すということ

なんですけど、エタノールの在庫状況はどうなんですか。

○元川学務課長 今回購入を予定していたのが、来年度の一学期分ということで、計画的に使って頂いているかと思えます。こちらの事実が判明した時点で学校の方にはこういうことで納品が遅れますよということで、通知でご案内させていただいておりますので大丈夫かと考えております。

○田子委員 一学期分ということは今年度で使い切ってしまうところも。

○元川学務課長 毎年この時期に来年度の一学期分、8月頃に二・三学期分をと、2回に分けて学校にどのくらい必要かをお聞きしたうえで購入している状況であります。

○田子委員 ということは近々無くなってしまうと見込んでいてよろしいのでしょうか。

○元川学務課長 こちらの方は給食の時に使ってくださいというエタノールに限って購入しているものですので、それ以外の感染予防的なエタノールは別に置いてある学校もございますので、今回ご案内しているのが給食の時に使うものということでご理解いただければと思います。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは、採決をいたします。議案第26号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○福田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第26号令和元年度土浦市一般会計補正予算第8回は、原案どおり決しました。次に、各課から報告をお願いします。

では、教育委員会から、1令和元年度土浦市総合教育会議の開催結果について、就学前教育について説明をお願いします。

○平井教育総務課長 教育委員会資料16頁をお願いします。総合教育会議は、首長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育課題を共有し、民意を反映した教育行政を推進するため、首長と教育委員会が協議を行う場として、地方教育行政の組織及び、運営に関する法律の規定に基づき、総合教育会議を設置することとしており、毎年開催をしているものでございます。今年度は、先月2月20日木曜日に、土浦市総合教育会議を開催いたしましたので、報告をさせていただきます。協議事項につきましては、昨年度の土浦市総合教育会からの継続案件であります、就学前教育についてでございます。内容につきましては、文化生涯学習課のほうから説明させていただきます。

○中澤文化生涯学習課長 教育委員会資料の17頁をお願いします。就学前教育推進事業につきましては、事前委員会において予算の概要でもご説明させていただいたものでございます。大きな1番目、事業の目的でございますが、2行目中ほどよりの記載にあるとおり、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るために、関係各課及び公立・私立の別なく市内の幼児教育施設と小学校と連携しながら就学前教育を推進することを目的としているものでございます。大きな2番目、令和元年度事業の進捗状況でございますが、主に庁内7課と情報の共有と意見交換、小学校17校と幼児

教育施設38園のアンケートによる実態調査及び訪問による調査を行ないました。これにより、土浦市では、特に生活する力、学ぶ力、かかわる力の3つの力を柱として推進していくものとしたものです。大きな3番目、令和2年度以降の事業展開につきましては、土浦市保幼少連携協議会を設置開催し、引続き幼児教育施設や小学校への訪問も実施してまいります。これにより、大きな4番目期待される成果ですが、幼児教育から小学校教育への円滑な接続が可能となり、近年問題視されている小1プログラムの解消につながるものと考えているものがございます。18頁をお願いいたします。土浦市の保幼少連携の進め方について記載しております。上半分が土浦市の幼児期に育てほしい子どもの3つの力について、茨城県と国が明示しております幼児期の姿の対照表となっております。中段より下が保幼少連携の進め方とステップ表でございまして、下段には各年度毎の計画内容を記載しております。以上が令和元年度土浦市総合教育会議において、ご説明した内容となります。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それではその他に移ります。

○**中澤文化生涯学習課長** 本日お手元にお配りさせていただいているクリアファイルですが今週の3月14日から博物館、考古資料館、市民ギャラリーとの連携の展示企画の中でスタンプラリーを実施いたします。そのスタンプラリーを実施して、市内5カ所に記念スタンプがおいてあるんですが、その中で3つ以上集めると先着3,000名の方にこのクリアファイルを差し上げるというものでございます。なお、スタンプラリーは4月11日からとなっております。以上でございます。

○**福田委員長** 他にございますか。

○**平井教育総務課長** 本日参考資料としてお手元にお配りさせていただいております。事前の文教厚生委員会において田子委員から資料のご依頼がありました教育委員会バス運転管理に伴う積算比較でございます。乗車定員45人での積算比較でございます。運転業務を委託した場合は括弧1。車両をリースして運転業務を委託した場合は括弧2。車両も含めて全て委託した場合は括弧3となっております。括弧1から括弧3まで比較した場合、車両を購入して運転業務を委託した場合が最も安価になるという積算でございます。

○**福田委員長** 委員の方からありますか。

○**下村委員** 前回学務課から給食費の値上げ改定についてという話を報告としていただきました。なぜ報告で改定してしまうのかをまずご説明していただきたいと思えます。

○**元川学務課長** 給食費につきましては、現在給食センター条例施行規則ということで、教育委員会の規則の方で設定されておまして、その改正を前に議会の方に報告をしたうえで規則改正ということでご案内したものでございます。

○**下村委員** 報告しただけで値上げできるんですか。私たち委員は市民の付託を受けた



委員なんだから。やはり採決を取って欲しかったんですね。勝手に上げたということになっちゃう。そのところについてはどのようにお考えですか。

○元川学務課長 この改定に当たり、約2年前から厳しい状況ということで栄養士の方から話がございます、どれくらいの価格が必要なのかという検証とか重ねた上で給食センターの諮問機関でございます運営審議会の方に昨年諮問させていただきまして、答申を頂いたという経緯がございます。今回改正する金額につきましてもその審議会から頂いた金額や時期につきましても、この差し詰まった時期にご報告するというのは大変心苦しい限りなんですけど、いち早く厳しい状況なのであれば次年度から改定した方が良いということで答申を頂いたので、そのところをご理解いただいたところで、また直接関係しております保護者の方にもホームページとかこういう状況ですという通知を事前に差し上げて、こういう金額に改定する予定ですよというのを先日通知差し上げたところで、その辺は必要なエネルギーの確保とか、安心な食材を使って美味しい安全な給食という部分でご理解していただくしかないというところがございます。

○下村委員 諮問した答申があったというのは市長から教育長からそういう諮問をお願いしたわけですね。で答申があったと。我々は議会とかそういったところを経て簡単に値上げとかということを12月の頃にもらっていればそれなりのことをできたはずですよ。今になって予算書ができちゃって、答申を受けてどうのこうのと言ったって変更しようがないのだろうけど、そんな簡単に値上げを済ませようとするのはおかしいじゃないですか。

○元川学務課長 おっしゃるとおり時期的にかなり厳しい部分があったんですけど、答申を頂きましたとか、そういった部分は前回の委員会とかでご案内しているところですので、その辺はご理解いただければと思います。

○下村委員 元川課長を責めるわけではないけどやり方がおかしい。手続きが。手続き上問題で、子どもを持っている親はそれぞれみんな負担しなくてはならないのよ。だけでも議会も何もやらずに答申がありました。議会の我々に報告しました。それでオッケーですよと言ったら我々は委員会は何のためにあるんですか。おかしいでしょ。それって。

○羽生教育部長 10月に答申を頂きまして、11月の事前文教の方でその答申結果を出させていただきました。今値上げの方向だということで報告させていただいたところです。今回最終的にいくらするのかというところのご案内が前回の事前文教になってしまったというところで議会の皆さま、議員の皆さまに意見をお伺いする機会が1回きりになってしまったというところで、非常に急な申し出になったということになっていきますので、今回28年ぶりの値上げということが重大な部分というのがありますので、私どものやり方ということも、ずっと内部的には練ってきた案ではありますけども、議会への報告というものが足りなかった部分もあるのかなと思っております。

○下村委員 それとやっぱりね、経済情勢というのも新型コロナウイルスが発生してい

て、小中学校みんな休んでいるわけですよ。そういうところもあるけれど、更に経済情勢が先行き不透明になってしまったと。で4月1日から上げますというけれども、そういったことも予算書作っちゃっているからできないかもしれない。私が戻してくれといったら私が作らなくてはならないから。はっきり言っているいろいろ調べたらね。だけどもそういったことも含めて、小中学校の生徒さんを持っている父兄は学校休みの間自分で見る方もいると。そういったときには休業補償も出すんですよと国が言い出しているんです。そういった中で値上げのことを進めていくとなると大変なことになるんだろうと思うんです。来年度はおそらくこの不透明なところで保護者の皆さんも年収減だとかいろんなところに繋がっていくと。そういったときに値上げの負担が安いと思う人と高いと思う人もいらっしゃるんで、そういったところをよくよく深く刻んでいただきたいなど。これは手続き上の問題が不備だったというのは間違いのないことです。12月にちゃんと出せたんだから。あるいは答申があったのは10月なんだし。それで我々のところに来ただけで、きちんと議会経由で議会で採決取れるような方法があったと思うんですよ。報告で済ませようとするのは、これは市民に対して申し訳ないですよ。という風に感じましたので、これは先ほど教育長が手を上げようとしていたから、教育長からもご意見をお伺いしたいと思います。

○井坂教育長 今言ったとおりなんですけど。学校教育は設置者が市長であり、学校教育設置に関することとか。県の場合でいうと、高等学校統廃合は先ほどと同じように委員会開いて今のどの学校を統合しようとか廃校にしようとか話して、議会の議案として進めていくのが一般的なやり方で、本当は議会で全員でもんで頂く話、筋からいけばですよ。民主主義から言えばですよ。負担量を軽減するために矢口委員が委員となっている会ですよ。そこで今回の給食費については判断して頂いたということで。それとは別に、上大津地区の統廃合とかそういったことは別の会議で検討して頂いて、特別の委員長さんを選んで頂いてやっている。そこまでが教育界のやり方でそれに従った。ただ今回ぎりぎりのところで説明不足の点があったところは申し訳なかったと思うんですけど、そういった方向で異議がなければご了解頂きたいと。

○下村委員 この問題は私は値上げについては反対ではないんですよ。ただやり方の問題が1つね。あと経済情勢の問題。ただこれは予算の原案を作った段階でコロナウイルスは発生していたわけだけれども、しかしその辺が危機感がなかったというのが一つ問題があるのだろうと。反対ではないんだけど給食費を決定したり支出する行為に対して私たちは予算という中で、教育長がおっしゃったけど、この予算書の中に入っているわけですよ。我々はだから議決しなければならぬ。議決するものに対して、報告で済ませようとする事自体がこれは根本的に間違いであるということを感じて頂きたいんです。だから本当はこれだって戻したいんですよ。はっきり言うと。だけど報告で済ませようと私にはどうしても理解できないのよ。ただ今教育長がご理解を頂きたいと頂いたので理解するというよりは、私はこれについて

はこれ以上は言い様がないので、これで済ませようと思しますが、皆さんも私たちが議員として、あるいは委員なんですけど議員なんですよ。委員として議会より付託をされているわけです。そういった中で予算のこの部分で私たち委員会で審議しなくてはいけない部分を報告で済むのであれば、全部報告で済ませちゃえばいいんじゃないですか。というところに行き着いちゃうわけですよ。その辺をよくご理解、私から意見を言っていることをご理解して頂きたいという風にお願ひしまして私は以上で終わります。

- 福田委員長 私の知っている方で給食の現場で働いている方がいらっしゃるんですが、その方の実感としてはもうぎりぎりだという風なお話もありましたと付け加えさせて頂きます。
- 田子委員 私も給食費の件について何ですけど、9月12月と報告として頂いておりましたよね。9月か12月の時に学務課長の方からこの公費負担を考えていると。保護者の方の負担が増えないようにしていきたいとお話があったと思うんですけど、間違いないですか。
- 元川学務課長 その時点ではまだ検討してまだ金額は固まっていない段階でしたので、できるだけ保護者の方の長年値上げしていない分、値上げ幅が大きいのでそういった方策も検討していきたいということでご案内したかと。
- 田子委員 その話をね。私も繋がりのある小学生を持つ保護者の方にお話をして、だったら負担増えないで済むかもしれないねっと期待をさせていた。価格は保護者の負担は据え置きであろうと期待をさせて頂いたんですけど、結果として先日、教育部長がおっしゃったとおり、公費負担はするが保護者負担は増えるという風な状況になると報告を頂きましたよね。やっぱり納得はできない。保護者の立場としてやっぱり給食費が増えるというのは変わりが無いわけですよ。先ほど下村議員からお話がありましたように、私たちのいる理由は何ですかと思っちゃう訳ですよ。報告だけで終わってしまうのであれば。私たちの意見も取り入れて頂く余地があったのかというのを疑問に思わざるを得ない。給食が安心安全なのは当たり前だと思うんです。その中で保護者の負担も私たちが求めるのは0なんですけど、難しいというのであればこの価格を据え置いて頂きたかったというのが気持ちです。私第2子以降の無償化を質問させて頂いたと思うんですよ。子どもがたくさんいる土浦市にしたいというのであれば育ての部分のね負担軽減。2人になれば1万円近くの負担になる訳じゃないですか。3人になれば1万5,000円近くになる。この経済状況の中で、共働きでもかつかつだというご家庭もたくさんあるんですよ。その中でお子さんをたくさん持って頂きたいという思いを本気で叶えたいというのであれば、前向きにこの部分をやっていって頂きたいと。何で200円なんですか。なぜ値上がり分全てでなくてなぜ200円になったのかという。もう一度ちょっと。私たちも市民の皆さんにきちんと説明をしなければならぬ。このままでやるならば。市民の人がご理解できなくて納得できるご説明を頂きたいと思うんです。
- 元川学務課長 いきなり200円が出てきたわけではなく、全額負担したらばどうな

るのかとか、300円の場合はどうなのかとか、100円だとどうなのかとか。何案か作り試算したものを市長部局と協議した中で、100円負担すると1,000万円くらい。概算ですけれども。田子委員がおっしゃっていた全額負担となると5,200万円くらいになります。単純な計算なんですけど。そのくらいの金額になるということで、市の財政状況もあれば保護者の負担としてどうなのかとか協議をした上で、何パターン化を出して協議をしたところ200円が適正ではないかという結論になったわけでございます。

○**福田委員長** この程度でよろしいですか。

○**下村委員** 委員長。これは議案ではないので、報告という手段をとってきたので、我々は反対もできない、賛成もできないということなんです。教育長に申し訳ないけど、先日私たちが事前の説明会の時に教育長が議員の皆さんが無償化とか考えるんだといったんですよ。ちらっと。というようなジェスチャーがあったわけですよ。そういったことを含めると私たちは議論の場が必要であったし、審議する場が必要なわけですよ。報告というのは、大反省して欲しいということ、猛省して欲しいんですよ。

○**福田委員長** それでは、ここまでで説明が終了した方は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

＜執行部一部退席＞

○**福田委員長** 次に、議案第16号令和2年度土浦市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**菊田国保年金課長** 国民健康保険特別会計予算について、ご説明いたします。予算書265頁をお開きください。歳入歳出予算の総額は、それぞれ147億1,147万2,000円と定めるもので、対前年度との比較では、6億8,352万2,000円4.44パーセントの減でございます。国保制度改革により、平成30年度から県が市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定し、これを市町村が県に対して支払い、各市町村の保険給付費の支払いに必要な費用は、全額県から交付されるという仕組みに変わりました。国保の加入状況は、平成30年度末の加入世帯は2万1,473世帯で、被保険者数は3万4,078人でしたが、令和2年1月末現在で、加入世帯は2万926世帯、被保険者数は3万2,794人、前年度同月比較では、世帯で721世帯の減、被保険者では、1,681人の減、マイナス4.87パーセントの減となっております。被保険者数の減少により保険給付費の総額は減少傾向にありますが、医療の高度化や高額薬剤の保険承認などにより一人当たりの療養給付費や高額療養費は依然増加傾向にあります。269頁をお願いします。第2表債務負担行為でございます。健診委託料ですが、検診後に実施する、特定保健指導が、一定期間を要し、年度を越える場合があるため、期間と限度額の設定でございます。次のジェネリック医薬品利用差額通知事業委託料ですが、レセプトデータの効果測定が年度を越える場合があるため、期間と限度額の設定でございます。273頁からが歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入からご説明しま

す。275頁をお願いします。1款国民健康保険税は、歳入予算額の21.5パーセントを占める主要財源です。被保険者数の減少等により、前年度との比較では約1億4,100万円の減でございます。1項1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税に区分され、更にそれぞれ医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分の3区分の現年課税分と滞納繰越に分けられております。退職被保険者等国民健康保険税は、退職者医療制度から成り立っているものでございます。この制度は、退職後の加入者の国保保険者としての負担を、軽減するために、社会保険側からの交付金を受けるべく、一般の加入者と分けている制度でございます。平成27年度からは、新規の加入者は入れない、廃止の方向に向かっている制度でありまして、退職被保険者の対象者数としては、毎年減少傾向にあり、廃止後5年経過し、65歳の誕生日がくる月までの加入者はごく例外を除き存在しないと考え、予算は科目計上としております。収納状況でございますが、平成30年度実績は、現年度88.7パーセント、滞納繰越分20.2パーセントでございます。276頁をお願いいたします。2款一部負担金1項1目一般被保険者一部負担金及び2目退職被保険者一部負担金は、科目計上です。277頁をお願いいたします。3款使用料及び手数料1項1目督促手数料は、国保税納付における督促手数料です。278頁をお願いいたします。4款国庫支出金1項1目災害臨時特例補助金でございます。こちらは、原発事故に伴う国保税及び医療機関等に支払う一部負担金の減免分を補てんするもので、損失補填の補助金を受けるものです。2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。こちらは、令和2年度から、医療機関や薬局において、医療保険の加入者に係るマイナンバーカード又は被保険者証を提示することにより、当該加入者に係る被保険者資格の有無を確認する仕組みとしてのオンライン資格確認が導入されることになることに伴い、保険者側でのシステム改修経費について補助を受けるものです。279頁をお願いいたします。5款県支出金1項1目保険給付費等交付金でございます。1節普通交付金は、制度改革により被保険者の医療費である保険給付費の支払いに必要な費用は、全額県から交付されることになったことによる計上です。2節特別交付金のうち、保険者努力支援分は、ジェネリック医薬品利用の向上などの各保険者の医療費適正化の取り組みや、収納率の向上などの国保固有の構造問題に対する取り組みなどの保険者の努力に対して、点数に応じた支援金の交付を受けるものです。県繰入金は、県の国民健康保険運営方針の取組状況の評価や財政力等を勘案して算定した額が交付されるものです。特定検診等負担金は特定健康診査の実施に対し、国と県が同額の3分の1相当額ずつを負担し、国分とあわせて県から交付されるものです。280頁をお願いいたします。6款財産収入は、1項1目利子及び配当金は、国保会計分の財政調整基金の利子積み立てのための科目計上となります。281頁をお願いいたします。7款繰入金1項1目一般会計繰入金でございます。前年度との比較では17.6パーセントの減でございます。1節保険基盤安定繰入金から、5節財政安定化支援事業繰入金まで、国が定める一般会計からの法定ルール分の繰入れでござい

ます。1節保険基盤安定繰入金は、一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減分を県4分の3と市負担分4分の1を繰り入れるものです。2節保険基盤安定繰入金は、低所得者が多い国保保険者に対する支援分として、国・県・市からの負担金をあわせて繰入れを行うものでございます。3節職員給与費等繰入金は、国保特別会計で負担している人件費など事務経費相当分の額に対する繰入金でございます。4節出産育児一時金等繰入金は、出産育児一時金支給額の市負担分3分の2相当額の繰り入れをするものです。5節財政安定化支援事業繰入金は、国保が低所得者や高齢者の加入割合が多いことなど、保険者の責めに帰すことのできない実情に対する繰り入れで、財源は国から交付税措置されるものです。6節その他一般会計繰入金は、財源不足分を補填するため法定外分として計上している繰入金でございます。前年度から2億5,000万円減額しておりますが、被保険者の国保税の過重な負担を抑えるため、2億円を繰り入れるものでございます。その他繰入金は、26年度から3年間は6億円としてまいりましたが、市の財政状況は依然厳しい状況であり、国保特別会計は本来その枠内で収支均衡すべきであるため、一般会計繰入金のうち、法定外繰入金であるその他一般会計繰入金につきましては、29年度に1億円を減額しております。平成30年度の国保制度改革がありましたが、この年は税率改正を行うとともにその他繰入を5億円で据え置きました。平成31年2月には、国県の方針に従い、赤字削減解消計画を策定し、令和元年度予算では、これに基づき5,000万円減額し、4億5,000万円としております。令和2年は、納付金が大幅に減額され、財政運営シミュレーションを行い、令和2年のその他繰入金は2億円とすることとしました。2億円の根拠は、赤字削減解消計画では4億円の予定であるところ、納付金の算定において、県が平成30年決算剰余金を活用して納付金を下げており、その影響分が約2億あり、これにより2億円分を差し引き、4億-2億=2億としたものです。基金繰入金財政調整基金繰入金は、30年度は、1億円強の繰入を予算化いたしました。31年度は療養給付費等の減などにより納付金が減額されたため、基金からの繰入金は計上しておりません。282頁をお願いいたします。8款繰越金1項1目繰越金は、前年度決算剰余金を計上するもので、当初予算では科目計上となります。283頁をお願いいたします。9款諸収入1項1目延滞金は、国民健康保険税の延滞金の計上でございます。2目加算金及び3目過料は科目計上となります。2項受託事業収入1目特定健康診査等受託料は、国保以外の被用者保険組合等が特定健診を国保保険者の市に委託する場合の委託料で、当初予算では科目計上となります。3項雑入では、1目一般被保険者第三者納付金及び2目退職被保険者等第三者納付金は、いずれも事故等の第三者の不法行為による保険給付について、損害賠償として、県国保連合会を通じて請求した賠償金となります。3目一般被保険者返納金及び4目退職被保険者等返納金は、社保、共済などの被用者保険に切り替え後に元の国保保険証で医療給付を受けた場合のほか、高齢受給者証の自己負担割合の変更などに伴う返納金となります。5目雑入の軽減特例分は、70歳以上の方の医療費の負担割合について、平成26年度か

ら2割負担となったところですが、既に70歳となられ、負担割合が1割に据え置かれた方々の軽減分に対する国の補填分となります。広告掲載事業収入は、国保税納税通知書送付用の封筒への広告掲載料です。療養給付費等負担金、療養給付費等交付金、特定健康診査等負担金は過年度分として昨年度、課目計上していたものです。以上が歳入予算でございます。次に、歳出予算についてご説明いたしますので、285頁をお願いいたします。1款総務費1項1目一般管理費でございます。国保事務執行に係る国保給付係8名の人件費と事務経費で、前年度との比較では3.8パーセントの増となっております。増の要因は、人事異動等に伴う職員構成の変動による人件費の増によるものでございます。11節役務費は、郵便料と高齢受給者証の郵送料、レセプト管理システム手数料そして交通事故等における第三者請求事務の県国保連合会取り扱い手数料でございます。12節委託料は、海外の医療機関で受診した場合、診療内容証明書の再翻訳などを含め、審査を国保連合会に委託するものでございます。18節の第三者行為求償事務共同処理業務負担金は、県内全44市町村が求償事務を県国保連合会に依頼しており、共同処理負担金は1保険者2万2,000円となっております。2目国保連合会負担金でございます。県国保連合会に加入する市町村負担金で、保険者平等割と被保険者割で算出され、前年度との比較では4.5パーセントの減となっております。2項徴税费は、国保税の賦課事務に係る経費でございます。1目徴税総務費でございます。国民健康保険税賦課事務に係る国保賦課係8名分の人件費で、前年度との比較では7.26パーセントの増となっております。286頁をお願いします。2目賦課徴収費でございます。国保税の賦課事務に係る事務経費で、前年度との比較では2.79パーセントの減となっております。1節報酬は、国保税訪問相談業務事業として、国民健康保険税の収納率向上を図りますことと、短期被保険者証交付者数を減少させることを目的に、戸別訪問を行うための非常勤職員2名分と窓口事務補助1名分の報酬でございます。10節需用費の消耗品費は、国保ポケットガイドブック購入費等でございます。保険証更新時や国保加入の際、配布しております。10節需用費の印刷製本費は、国保税の口座振替を原則化すべく、口座振替勧奨チラシの印刷代でございます。11節 役務費は、国保税納税通知書及び保険証発送の郵送料、オンライン資格確認の通信費、オンライン資格確認とペイジー口座振替サービスに係る手数料でございます。12節委託料のうち電算委託料は、国保基本情報の管理や被保険者証の作成等の業務及び共同電算処理による給付業務、さらに、マイナンバーカードの保険証利用に伴い、保険者・医療機関・薬局・審査支払機関がネットワークで結ばれるオンライン資格確認システムの導入に伴い国保システムの改修に係る電算業務の委託でございます。また、次の口座振替受付サービス委託料ですが、銀行のキャッシュカードを専用端末に挿入するだけで口座振替手続きが完了するペイジー口座振替サービスを導入開設するに当たり初期費用としてかかる各金融機関と結ぶ委託契約料等でございます。令和元年度から導入しておりますが、金融機関のシステム改修等の都合で、令和2年度からの契約に回った分です。18節負担金の日

本マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金もペイジー口座振替の関連経費でございます。導入による効果ですが、これまで窓口で新規国保加入者に口座振替手続きをすすめても手続きが面倒だったりするため利用が伸びなかったのですが、銀行のキャッシュカードがあればその場で手続きが完了するため、確実な収納につながるものと考えております。初期費用のうち金融機関委託契約料と端末購入費については、県の特別調整交付金で歳入が見込まれます。また、オンライン資格確認等システム運営負担金は、システム利用料として各保険者が負担するもので、システム運用開始は令和3年3月からの予定であり、令和3年3月分を計上するものです。13節使用料及び賃借料は、複写機の使用料、オンライン資格確認に付随し、マイナンバーカードの保険証利用のための初期設定の支援に使用する端末の借上料となります。18節負担金補助及び交付金は、ペイジー口座振替サービスの運営主体である日本マルチペイメントネットワーク推進協議会の年会費です。また、オンライン資格確認等システムを利用するにあたり、システム運営費に対して利用者である保険者が拠出すべき運営負担金です。3項運営協議会費でございます。法令に基づき設置し、国保事業運営上の重要な事項等について審議いただく国保運営協議会の経費でございます。委員は、被保険者代表、保険医・薬剤師会代表、公益代表、被用者保険代表など14名で構成されております。1節報酬は、市国保運営協議会の開催、県国保運営協議会会長会理事会、研修会等への出席時委員報酬でございます。8節旅費は、県国保運営協議会会長会調査研究会参加時の旅費に係る費用弁償です。18節負担金は県国保運営協議会会長会負担金です。また、県国保運営協議会会長会調査研究会参加時の宿泊負担金です。288頁をお願いします。2款保険給付費の総額は、国保会計の歳出予算額の約68パーセントを占めており、前年度との比較では2億5,929万8,000円2.51パーセントの減となっております。保険給付費の総額は被保険者数の減少により減となりましたが、医療の高度化や高額な新薬の保険承認などにより一人当たりの医療費については増加傾向でございます。令和2年度は被保険者数を推計で3万2,494人を見込み、減少している中、一人当たりの医療費については、平成30年度が33万5,585円と前年度比2.46パーセント増となるなど、毎年増加しております。1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の診療や入院時などの医療費で、前年度との比較では1.45パーセントの減です。2目退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者の診療や入院時などの医療費で、前年度との比較では86.73パーセントの減となっております。退職者医療制度は、平成20年度から新たに後期高齢者医療制度の創設により廃止され、平成26年度までの間は経過措置として存続し、会社等退職後から64歳まで退職被保険者として国保加入するもので、退職被保険者の対象者数は毎年減少しており31年度には、例外的な場合を除いてなくなります。3目一般被保険者療養費と4目退職被保険者等療養費は、柔道整復施術費やコルセット代などの医療費でございます。5目審査支払手数料は、県国保連合会において行う診療報酬明細書の審査と電算処理の手数料となります。2項の



高額療養費は、1ヶ月単位の医療費の自己負担額が高額となった場合、限度額を超えた部分が支給される制度で、本人の自己負担が軽減されるものでございます。1目一般被保険者高額療養費はと次の289頁の2目退職被保険者等高額療養費とに区分され、月間医療費の自己負担額が限度額を超えた部分を給付しており、一般は前年度との比較では2.67パーセントの減、退職は93.59パーセントの減となっております。289頁をお開きください。3目一般被保険者高額介護合算療養費と4目退職被保険者等高額介護合算療養費は、被保険者が医療保険と介護保険のいずれも利用する場合、高額となる負担を軽減する制度で、医療費と介護利用料の負担額合計が高額となり、限度額を超えた分が給付されるもので、平成20年度から制度化されたもので、実績相当分を予算化したものでございます。3項の移送費は、病気や怪我等で自らの移動が困難な場合や髄液などを医師の指示により移送を行った際の費用ですが、一般、退職とも科目計上しております。290頁をお願いします。4項出産育児諸費1目出産育児一時金でございます。被保険者が出産した際の給付金で、妊娠12週以降であれば支給対象となり、42万円を限度に支給されるもので、前年度との比較では10.68パーセントの減となっております。出産育児一時金は出産費用として42万円を限度に支給されるもので、平成21年10月からは、費用を立替払いすることなく、医療機関に県国保連合会を通じて直接払いする制度ができて利用されております。11節役務費の手数料は、医療機関への出産育児一時金の直接払い事務を県国保連合会で実施しており、その事務取扱手数料です。18節負担金は、前年度との比較では8,444万円10.68パーセントの減でございます。5項葬祭諸費1目葬祭費でございます。被保険者が死亡した場合に、葬儀を執り行った方に対し、葬祭費用として5万円が給付されるもので、前年度との比較では4.62パーセントの減となっております。291頁をお願いします。3款国民健康保険事業費納付金でございます。制度改正により国民健康保険事業費納付金として、茨城県が市町村ごとに算出した納付金額を県に対して支払うための科目でございます。1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分に分かれておりますが、合計で37億7,086万5,000円で前年度比マイナス6億4,199万5,000円、マイナス14.55パーセントでございます。冒頭でも触れましたが、大幅に減額となっております。これには、主に2つの理由があります。納付金は医療費等の支出の財源であり、毎年医療費等の推計を行い、公費等の財源を差し引いて納付金を求め、市町村でかかる医療費や所得に応じて分配されます。1つ目の理由は、大本の医療費等推計で大幅に減となっていることです。2つ目の理由は、県の平成30年決算で、決算剰余金が約140億円出ており、このうち約70億円を令和2年度と3年度の2年に分けて活用し、納付金負担額を下げたことです。制度改正にあたって、県が納付金を高めに設定していたためです。ちなみに、土浦市への影響額は約マイナス1億8,000万円です。この納付金に基づいて、国保税の将来推計や基金活用を勘案し、令和8年度までの財政運営シミュレーションを行っており、その結果、令和2年度は税率

改正は行いません。このことは、1月に開催した国保運営協議会において報告しております。293頁をお願いします。4款共同事業拠出金でございます。1目共同事業拠出金の退職年金受給者リスト作成費用負担金は、退職者年金リストから国保加入の退職者を把握し、国保一般から退職への振替えを行うため、社会保険診療報酬支払基金への負担金となります。294頁をお願いします。5款保健事業費でございます。1項1目特定健診等事業費は、平成20年度から各保険者に義務づけられた40歳以上を対象とした特定健康診査事業において、メタボリックシンドロームに着目した健診に取り組み、生活習慣病の予防対策を進めるとともに、合わせて生活習慣の改善指導をするもので、前年度との比較では1.02パーセントの増となっております。1節報酬は、特定健診事務を行う非常勤職員1名を雇用しております。3節職員手当等は、会計年度任用職員の手当でございます。7節報償費は、脳ドック抽選会の立会人の謝礼でございます。8節旅費は、会計年度任用職員の交通費でございます。10節需用費の消耗品は、特定健診受診啓発用のパンフレットの購入などで、支所、出張所や地区公民館等に配置するなど、受診率の向上に努めております。印刷製本費は、特定健康診査未受診者勧奨通知用圧着式往復はがきの作成費でございます。11節役務費の通信運搬費は、特定健診受診券及び特定健康診査未受診者勧奨通知の郵送料でございます。また、手数料は、県国保連合会において管理している特定健診受診状況の個別管理手数料でございます。12節 委託料の電算委託料は、特定健診受診券作成のための業務委託です。また、健診委託料は、県総合健診協会、医療機関と、特定健診及び特定保健指導について、業務委託をしております。13節使用料及び賃借料は、特定健診管理用パソコン使用料でございます。18節負担金では、特定健診データ管理システムは、全市町村が加入し使用している県国保連合会が管理するシステムで、市には端末を配置し、健診業務に使用しております。節のうち補助金は、特定健診関連人間ドック等補助金でございますが、特定健診として人間ドック、脳ドックの受診者に対する補助でございます。受診対象者1人分に対して、その一部が、国、県補助分となりますことから、特定健診分のドック受診実績を確定できるよう、特定健診分と、この後の2項2目の疾病予防費分に分けた執行をしております。2項1目保健衛生費は、健康づくり推進事業等に関する経費でございますが、前年度との比較では29.6パーセントの減となっております。13節の使用料及び賃借料は、健康づくり推進事業として、支所・出張所4カ所の自動血圧計の設置経費でございます。修繕料は、自動血圧計の修繕となります。295頁をお願いします。2項2目疾病予防費でございます。レセプト点検や医療費通知等による医療費適正化対策の経費と市単独分の人間ドック及び脳ドック健診補助金で、前年比5.89パーセントの減でございます。主な節では、1節の報酬は、医療機関からのレセプト内容を点検する点検員等4名分の報酬でございます。3節職員手当等は、会計年度任用職員の手当でございます。8節旅費は会計年度任用職員の交通費でございます。11節役務費は、医療費の適正化を図るため、被保険者に医療費の通知を年6回送付時の郵送料です。1

2節委託料は、前年度に引き続き、ジェネリック医薬品利用差額通知事業を実施するに当たり、委託料164万6,000円の計上と年6回の医療費通知作成委託料1,093万円でございます。18節の補助金のうち、生活習慣病検診補助金は、がん検診など、基本健康診査に合わせて生活習慣病健診を行うことで、受診者の効率的な受診を行うようにするものでございます。国保被保険者分の健診費用分については、国保会計で負担するため、補助金として一般会計に公金振り替えで支出しております。人間ドック及び脳ドック健診補助金は、国、県補助対象のほか、市単独分として、受診者への補助金を計上しているものでございます。296頁をお願いします。6款基金積立金は、国保特別会計分の財政調整基金積立金で、令和2年度の県へ納める国保事業費納付金が前年度よりも約6億4,000万円減少したため、歳入が歳出を上回る分について、今後の収支不足に備えて、充当できるよう、当初予算で基金積立金を計上するものです。297頁をお願いします。7款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金は、一般被保険者分の国保税の過年度分の還付金で、主なものは、社会保険等への切替えや転出に伴う国保資格喪失によるものでございます。2目退職被保険者等保険税還付金の23節償還金利子及び割引料は、退職被保険者分の国保税過年度過誤納還付金です。3目一般被保険者保険税還付加算金及び4目退職被保険者等保険税還付加算金は、当初予算では科目計上となります。5目保険給費等交付金償還金は、超過交付の場合の返還金で、当初予算では科目計上となります。298頁をお願いします。12款の予備費は、令和元年度と同額の計上でございます。以上が、令和2年度国民健康保険特別会計、歳入・歳出予算案でございます。よろしくお願ひいたします。

○福田委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○田子委員 281頁の法定外繰入についても一度説明をお願いします。

○菊田国保年金課長 その他一般会計からの繰入金ですけど、財源不足分を法定外分として補填するための計上している繰入金でございます。このその他繰入金につきましては平成26年度に1度税率改正を行っておりまして、そのときに26年度から3年間26,27,28と6億円といたしておりました。その後29年度には1億円を減額して5億円といたしました。30年度の国保制度改革の時も5億円に据え置いております。そして平成31年の2月に国県の方針に従いまして、赤字削減解消計画というものを作成しておりまして、この計画に沿いまして令和元年度予算につきましては5,000万円を減額いたしまして、4億5,000万円としておりました。令和2年度につきましては、事業費納付金が大幅に減額されたということがございまして、前年度と比べて約6億4,000万ほど減額されております。示されたこの事業費を基に、今後の財政運営のシミュレーションを行いました。令和8年度までのシミュレーションを行ったんですけど、それに基づき、令和2年度のその他繰入金につきましては2億円とすることにしました。この2億円の根拠でございますが、赤字削減計画では4億円の予定となっておりました。これは納付金が高いと予想していたときの計画だったので4億円でした。今回示された繰入金は大幅

に削減された額となっております。これを勘案いたしまして納付金の6億4,000万下がった内約2億円分程度が30年度の決算剰余金を投入したことによって約2億円、1億8,000万円ですけど2億円程度下がってきます。ですので当初予定の4億からこの剰余金活用による2億円を差し引きまして2億としたものであります。

○目黒委員 290頁の葬祭費負担について。4.62パーセント減ということで、こちらは単にお亡くなりになっている方が減っているのでしょうか。単に申請を忘れていらっしゃる方ということでしょうか。

○菊田国保年金課長 葬祭費についてですけど実績をまず申し上げます。平成27年度の実績が215件でした。28年度が184件。29年度が186件。30年度が188件とこういった実績になっております。過去3年間の実績平均を取りまして186件として査定をし計上したものであります。直近の実績から推計したものでございます。

○目黒委員 お亡くなりになった方がいた場合、ほぼ間違いなく申請なさっているかとは思いますが、万が一漏れている場合もあるのでしょうか。

○菊田国保年金課長 葬祭費については漏れている方については勧奨の通知というのを送りさせていただいて、漏れの無いように対処しているところでございます。

○目黒委員 それで返答がきた場合もあるということですか。

○菊田国保年金課長 ございます。

○矢口副委員長 283頁の延滞金についてお伺いいたします。本年度は少し見込みが増えたと思うんですけど、今までの流れとしてこの部分は超えてきているのかということと、実際この延滞金というのはどれくらいきちんと結果的に徴収できるのか。そもそも延滞金というのは、延滞した分への見込みの額なのか。それとも過去の延滞した分がここに上がってきているのかどちらでしょうか。

○菊田国保年金課長 過去延滞した分になります。延滞金につきましては実績から推計したものでございます。国保税の徴収につきましては納税課の方で市税と国保税など納税課で集約して徴収を行っているところでございます。延滞金につきましては法規に基づいて確実に取るという方針でいるというところでございます。

○福田委員長 出産一時金なんですけど、出産費用が出産一時金を大幅にオーバーして悲鳴が上がっているというような状況があるんですけど、出産費用というのはそれほど高くないのでしょうか。

○川村保健福祉部長 病院によって違いますが、国の方の法令で42万と決まっていますので、例えば土浦協同病院は値上げをして65万円からとしたと思います。高いところではつくばのある病院などでも65万円となっている病院も有り、差はかなりあります。あと外国人の方は早く退院してしまうので42万円いかない方もいらっしゃいます。

○福田委員長 政府管掌の保健の方と同じでしょうか。

○川村保健福祉部長 金額は同じです。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは、採決をいたします。議案第16号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○福田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第16号令和2年度土浦市国民健康保険特別会計予算は、原案どおり決しました。次に、議案第17号令和2年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○菊田国保年金課長 後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。305頁をお願いいたします。令和2年度の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ19億3,117万円と定めるもので、前年度との比較では1億6,138万8,000円9.12パーセントの増となっております。増の主な要因は、被保険者数の増によるものでございます。なお、被保険者数は、平成31年3月末では2万70人でしたが、令和2年1月末では2万455人と1.92パーセントの増となっております。後期高齢者医療制度ですが、平成20年度から開始されたもので、75歳以上の方は、全員、今までの国保や健保組合、共済組合等の被用者保険の資格がなくなり、後期高齢者医療制度に加入し被保険者となります。制度の運営は、県内全市町村で構成する茨城県後期高齢者医療広域連合が行い、運営財源は、医療給付費の5割を公費で負担し、国保や健康保険組合、共済組合等の各保険者が支援金として約4割負担し、残り約1割を被保険者である高齢者が保険料として負担するものです。歳入からご説明いたしますので、歳入事項別明細の313頁をお開きください。1款後期高齢者医療保険料でございます。被保険者の医療給付に充てる財源で、年金から天引きをする特別徴収と、市から送付する納付書により納付をいただく普通徴収に分かれております。前年度との比較では、11.38パーセントの増となっております。保険料率は2年ごとに見直され、24年度から据え置かれてましたが、令和2年度は8年ぶりの改定となります。保険料の納付は、原則年金からの天引きによる特別徴収(介護保険料天引きの方)となっておりますが、口座振替による普通徴収による納付に変更することもできます。1項1目の特別徴収保険料は、現年度分のみで、年金からの天引きのため、予算計上率は100パーセントでございます。2目の普通徴収保険料は、現年、過年度分とも、平成30年度決算時の収納率を踏まえ予算計上しております。314頁をお願いします。2款使用料及び手数料1項1目証明手数料は、保険料納税証明手数料で、納付は市町村取り扱いのため、市町村で発行することになります。2目督促手数料は、保険料普通徴収における督促手数料収入です。315頁をお願いします。3款繰入金1項1目事務費繰入金は、職員4名分の人件費や電算委託料などの一般事務経費に対する繰入れで、前年度との比較では5.16パーセントの減となっております。2目保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料軽減分として一定割合を公費で負

担するための繰り入れと、後期高齢者制度加入前に、社会保険の被扶養者であった場合、加入後2年間に限り、均等割の5割と所得割負担の全額が軽減される社会保険被扶養者の保険料軽減分に対する公費分の繰り入れで、前年度との比較では0.01パーセントの減となっております。3目 保健事業繰入金は、被保険者の健康増進を図るため、健康診査や人間ドック、脳ドック受診助成などの市単独分に係る経費を一般会計から繰り入れるものです。316頁をお願いします。4款繰越金1項1目繰越金は科目計上となります。317頁をお願いします。5款諸収入でございます。1項1目の延滞金は、保険料徴収に係る延滞金でございます。2目加算金は、被保険者の故意に基づく保険料の減少分に対する加算分で、科目計上となります。2項1目の保険料還付金は、保険料過誤納分の還付金でございます。2目還付加算金は、保険料過誤納分の還付時における加算金となります。3項1目預金利子は、保険料として市に納付された保険料は、納付期限の翌月末までに県広域連合に納付することになるため、この間の収入金は、一旦歳計外現金として管理されることから利子分が発生。これを預金利子収入として計上するものです。4項1目雑入では、後期高齢者健康診査業務は、生活習慣病予防対策として県広域連合から受託して取り組む被保険者の健康審査の委託金でございます。次に、歳出予算についてご説明いたしますので、318頁をお願いいたします。1款総務費でございます。後期高齢者医療に係る職員人件費などの事務経費で、前年度との比較では5.23パーセントの減となっております。2節給料から4節共済費は、4名分の職員人件費で、人事異動等に伴う職員構成の変動により9.4パーセントの減となっております。11節役務費の通信運搬費は、後期高齢者被保険者証などの郵送料でございます。12節委託料は、後期高齢者医療に係る各種リスト作成などの電算処理業務を委託しているものです。13節使用料及び賃借料は、広域連合と接続する本庁及び支所出張所の端末機4台分の賃借料でございます。319頁をお願いします。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が納付した保険料等を、県広域連合へ納付するもので、前年度との比較では9.4パーセントの増となっております。説明欄、後期高齢者医療保険料納付金は、被保険者が納付した保険料を、県広域連合へ納付するものでございます。後期高齢者医療保険料延滞金納付金は、過年度分保険料納付時延滞金分の納付金でございます。また、後期高齢者医療保険基盤安定納付金は、低所得者の保険料軽減分を県が4分の3、市が4分の1財源負担し、広域連合に納付するものでございます。320頁をお願いします。3款保健事業費1項1目健康診査費でございます。被保険者の健康診査を行うため、県総合健診協会及び市医師会への委託料が主なもので、前年度との比較では21.0パーセントの増となっております。11節役務費は、後期高齢者の健診データを市町村単位の受診券番号で管理するため、県国保連合会にデータ管理を依頼しており、その手数料となります。12節 委託料は、被保険者に対する健康診査基本項目の健診について、市医師会と県総合健診協会を委託しております。2目 疾病予防費でございます。広域連合の健診項目以外の市単独分・健診の委託料と、人間ドック及び脳ドックへの補助で、前

年度との比較では8.37パーセントの増となっております。12節委託料は、市単独助成による健診項目追加分の健康診査業務を、市医師会と県総合健診協会に委託しております。18節の補助金は、被保険者の人間ドック、脳ドック受診者への補助で、受診した医療機関に対し、国保と同額を助成しております。321頁をお願いします。4款1項1目 保険料還付金は、死亡や転出など被保険者資格喪失に伴う保険料の還付金の計上となります。2項1目一般会計繰出金は科目計上となります。322頁をお願いします。5款予備費は、前年度同額の100万円の計上でございます。以上が、令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入・歳出予算案でございます。よろしく、お願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○**田子委員** 事前の時に基金の方が0になってしまったと。今後は更なる値上げが見込まれると思うんですけど、その見通しは。

○**菊田国保年金課長** 後期高齢者医療につきましては、2年ごとに保険料率の見直しをしております。平成24年度以来の8年ぶりの改定となります。2回目の税率改定となっております。基金につきましては、前回事前の時にも説明させていただきましたが28年29年度の時には23億円分の基金を取り崩しております。30年度と元年度は約30億円取り崩しています。基金は現在0というような状況です。2年度3年度では、広域連合では不足額を保険料の必要額と保険料の収納見込額の差額ですね。これを税率改定にてまかった部分の不足額の74億円を賄うとして、今回率改定したということでございます。後期高齢者の医療の大元の医療費につきましては国全体の話となってしまいますけど、過去5年分を平均しますとだいたい3パーセント伸びております。そうしたことから単純に3パーセントずつと2年間考えていますと2年間で6パーセント伸びてしまうということになります。どれくらい伸びるかというのが広域連合の方で医療費の推移をどのようにできるかというところですが、令和2年度3年度で医療費総額を1.67パーセントとか1.71パーセントとかその程度で見ているようです。ですのでここからはっきりしたことは調べていないので、推測になってしまうのですが、だいたいぴたりくらいか少し余裕が出る程度の追加ではないかと思うところです。そうなりますと、後期高齢者の医療費の伸びを考えますと、これから団塊の世代の方々が2022年から後期高齢者に移行して来るということもあり高齢者の人数が増えるので医療費もたくさんかかるということになりますので、また値上げもあるのかなと私は推測します。

○**目黒委員** 320頁の後期高齢者健康審査委託料と単独後期高齢者健康審査委託料の違いを教えてください。

○**菊田国保年金課長** 単独でない方につきましては、広域連合からの委託によって行っている部分になります。単独分は委託によって行っている部分以外のものがありまして、以前から土浦市でやっていた部分に入っていたもの、血液検査や、貧血部分ですとか眼底の検査とか、心電図とかそういった部分を委託分以上に行っているものになります。市独自ということになります。

○目黒委員 この健康診査を受けられている方はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○菊田国保年金課長 検査の見込みの人数は、予算上は集団検診では1,550人程度、医療機関検診1,730人程度見込んでおります。被保険者は2万人ですので16パーセントです。人間ドックの補助金が650人みえています。あと脳ドックが100人みえていますので全部で4,000人くらいです。20パーセントくらいみえています。

○目黒委員 そうすると受けていない方はもう施設に入っていると、医療機関にかかっている方であったりとか、もしくは何もかかかっていなく検査も受けていないということですね。

○菊田国保年金課長 後期高齢者の方については推測になってしまうんですけど、国保の方ではお医者さんにかかっているから受けないといっている方が約4割です。国保の方がそのまま後期高齢者に上がっていきますので、おそらくお医者さんにかかっているから受けないという方がかなりいらっしゃるのかと思います。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは、採決をいたします。議案第17号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○福田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第17号令和2年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり決しました。次に、議案第18号令和2年度土浦市介護保険特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。予算書の329頁をお願いいたします。議案第18号令和2年度土浦市介護保険特別会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。介護保険の給付事業であります、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ116億4,640万7,000円で、対前年比2.2パーセントの増となっております。それでは、保険事業勘定の歳入から、主なものにつきましてご説明させていただきます。予算書の339頁をお願いいたします。1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。1頁飛びまして、341頁をお願いいたします。3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費に対しての国の負担分で、居宅サービス給付費の20パーセント及び施設サービス給付費の15パーセントでございます。2項国庫補助金1目調整交付金につきましては、国庫負担金の調整分で、国の示す交付率によるものでございます。2目地域支援事業交付金につきましては、平成29年度から実施しております日常生活支援総合事業に対する交付金で、事業費の20パーセントとなっております。3目地域支援事業交付金につきましては、総合相談事業や権利擁護等事業等、総合事業以外の地域支援事業に対する交付金で、事業費の38.5パーセントとなっております。5目保険者機能強化推進交付金につきましては、30年度から新規に制定



された交付金で、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するために創設された交付金でございます。342頁をお願いいたします。4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費の27パーセントが支払基金から交付されるものでございます。343頁をお願いいたします。5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費の県負担分で、居宅サービス給付費の12.5パーセントと施設サービス給付費の17.5パーセントが交付されるものでございます。345頁をお願いいたします。7款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の市負担分で、保険給付費の12.5パーセントを一般会計から繰り入れするものでございます。2目地域支援事業繰入金及び3目地域支援事業繰入金につきましては、地域支援事業の市負担分で、2目が12.5パーセント、3目が19.25パーセントを、それぞれ一般会計から繰り入れするものでございます。4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料負担軽減策として、保険料段階が第1段階から第3段階の方の保険料負担率を引き下げるため、一般会計から繰り入れするもので、財源の内訳は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1の負担となっております。5目その他一般会計繰入金1節職員給与費等繰入金につきましては、介護保険事業に携わる職員19人の人件費に対する一般会計からの繰入金でございます。2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険給付費の不足分を準備基金から取り崩して充当するものでございます。歳入につきましては以上でございます。次に歳出につきましてご説明いたします。348頁をお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、介護保険事業に携わる職員19名の人件費、一般事務経費、介護保険事務処理に係る電算業務委託料等の経費が主なものでございます。2項徴収費1目賦課徴収費につきましては、介護保険の賦課・徴収に係る経費で、納付書郵送料や保険料の算定処理、口座振替処理等の賦課徴収電算業務委託料が主なものでございます。次の頁349頁をお願いいたします。3項1目介護認定審査会費の1節報酬につきましては、介護認定審査会審査員36人に対するものでございます。2目認定調査等費につきましては、介護認定調査等に要する経費でございます。1節報酬につきましては、認定調査等に従事する「非常勤職員6人分の人件費」でございます。11節役務費につきましては、要介護認定に係る主治医意見書の作成に伴う手数料が主なものでございます。12節委託料につきましては、居宅介護支援事業所等への認定調査に伴う委託料が主なものでございます。351頁をお願いいたします。2款保険給付費につきましては、保険事業勘定の94.3パーセントを占めており、各種介護保険サービスの提供に要した経費として、国保連に支払う費用でございます。また、サービス費につきましては、国保連を通して9割から7割分をサービス提供事業者へ支払うものでございます。1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用した居宅介護サービス費をサービス提供事業者へ支払う費用でございます。

3目施設介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が入所している施設において利用したサービス費用を施設事業者に支払う費用でございます。6目居宅介護住宅改修費につきましては、要介護認定者の方が、手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際の改修費について、20万円を限度に利用者に償還払いする費用でございます。7目居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護認定者が介護保険サービスを利用する際の「ケアプランの作成費用」を作成事業者を支払う費用でございます。次の頁352頁をお願いいたします。9目地域密着型介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用したグループホームや認知症対応型デイサービスなどの地域密着型サービス費用をサービス提供事業者を支払う費用でございます。2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1と要支援2の方への各種介護予防サービスの提供に要する費用でございます。1目介護予防サービス給付費につきましては、要支援の方が利用した介護予防サービス費用をサービス提供事業者を支払うものでございます。次の頁353頁をお願いいたします。5目介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援の方が介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成費用を、作成事業者である地域包括支援センターに支払う費用でございます。354頁をお願いいたします。真ん中の箱、4項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費につきましては、要介護認定者が支払った居宅介護サービス費用が、一定額を超えた場合、その超えた額について償還払いする費用でございます。5項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費につきましては、1年間の医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が、一定額を超えた場合に、その超えた額について償還払いする費用でございます。355頁をお願いいたします。6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者のうち、非課税世帯などの低所得者の方が、施設に入所した時の居住費、食費の自己負担分を軽減する費用でございます。356頁をお願いいたします。3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、平成29年度から実施しております、日常生活支援総合事業となります。1目介護予防・生活支援サービス事業費12節委託料につきましては、緩和型の訪問サービスとして、掃除・調理・買い物などの生活支援を行う、土浦市シルバー人材センター及び社会福祉協議会への委託料でございます。18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、これまでの予防給付における訪問及び通所サービスの移行分で、要支援の方又は総合事業対象者が利用したサービス費用の9割から7割分を、国保連合会を通して、サービス提供事業者を支払う費用でございます。2目介護予防ケアマネジメント事業費18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、要支援認定者や総合事業の対象者の方がサービスを利用する際のケアプランの作成費用でございます。2項1目一般介護予防事業費につきましては、次の頁、357頁にかけてですが、シルバーリハビリ体操指導士養成のための経費やシルバーリハビリ体操教室の開催委託料、新規事業となります地域リハビリテーション活動支援事業に係る経費、そして補助金につきましては、市内8

カ所にございます生きがい対応型デイサービス事業の補助金等、高齢者の方々がいつまでも元気で、要介護状態にならないようにするための事業に要する費用でございます。引き続き357頁下段の表、3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費、358頁に移りまして2目権利擁護等事業費、3目包括的ケアマネジメント支援事業費までは、2箇所ございます地域包括支援センターの基本業務で、要支援の方などの介護予防プランを作成する業務や、介護保険などの総合相談、高齢者虐待対応など、地域包括支援センターへの委託料及び地域包括支援センターのブランチとして高齢者やその家族からの相談に応じ必要なサービスが受けられるよう連絡調整等を行う、市内9箇所にございます在宅介護支援センターへの委託料が主なものでございます。4目任意事業費につきましては、12節委託料の説明欄でございます、施設入所者の相談や傾聴を行う介護相談員派遣事業委託料や、ひとり暮らし高齢者等の食事支援を行う高齢者等配食サービス事業委託料が主なものでございます。359頁をお願いいたします。5目在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、多職種協働による在宅医療と介護を一体的に提供できる支援体制の構築・運営を図るための事業に要する費用で、人生の最後まで、住み慣れた我が家で暮らし続けることができるような地域づくりを行うもので、市民向けに在宅医療・介護や看取りをテーマにした映画を上映するほか、多職種連携研修会等に係る費用が主なものでございます。6目生活支援体制整備事業費につきましては、地域住民を含めた多様な主体を活用して、支援が必要な高齢者に対するサービス提供体制の構築を図るため、協議体の運営に伴う、社会福祉協議会への委託料や、生活支援担い手養成講座の開催にかかる委託料が主なものでございます。7目認知症総合支援事業費につきましては、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、認知症の方やその家族を地域ぐるみで支援することのできる体制の構築を図る事業でございまして、認知症初期集中支援チームの設置や認知症カフェの開催に要する費用などが主なものでございます。361頁をお願いいたします。4款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金につきましては、基金利子及び決算余剰金等を介護給付費準備基金へ積立てるものでございます。説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○**目黒委員** 345頁の一般会計繰入金の4番目の低所得者保険料軽減繰入金ですが、かなりすごい増えているということですが、低所得者で介護受けられる方がいらっしや、今後増える見込みということでしょうか。

○**水田高齢福祉課長** 第1段階の方にはこれまでも軽減させていただいたのですが、昨年から第1から第3段階の方に対しても負担軽減を図るという目的で、国からも2分の1、県からも4分の1の補助がいただけるということで、対象者の方の軽減を図るために制度を起こしたものでございます。

○**目黒委員** 人数とかは増える形になりますか。

○**水田高齢福祉課長** 現時点で詳細な人数はつかんでいないのですが、介護保険の計

画を策定する際に見込んだ第1段階の方から第3段階の方なのですが、第1段階の方が6,800人、第2段階の方が2,522人、第3段階の方が2,338人と約1万人程度の方が対象となると考えております。65才以上の方が現在約4万人おりますので、25パーセントの方が対象となるものとみられます。

○**福田委員長** 生きがい対応型デイサービス事業補助金。357頁ですが8カ所とありますが、1カ所当たり一律ですか。

○**水田高齢福祉課長** その施設に応じて、家賃も違ってきますのでそれぞれ事業費を出していただいて、それに依りて補助を行っております。

○**福田委員長** 358頁の成年後見人制度費は何人を見込んでいますか。

○**水田高齢福祉課長** 今年度の予算では過去に成年後見支援の認定を受けた方を含めて全部で9件です。

○**福田委員長** 過去にというのは。

○**水田高齢福祉課長** 市長後見をした方は、一応今のところ1ヶ月1万8,000円を後見人の方に市から支給するようになっており、過去の方とあと最近認定している方もいらっしゃると思いますので、そういう方を合計すると9名となります。

○**鈴木委員** 360頁の認知症初期集中支援チーム委託料というのは、このチームはどこに所属している人たちなのでしょうか。またこの初期というのを判定するのは医療機関で判定するのでしょうかその辺の流れを教えてください。

○**水田高齢福祉課長** チーム自体は地域包括支援センターにチームを作っていただいて、各サポート員を2名から3名そこに張り付けていただいてサポートをしていただいていることとなります。地域包括支援センターの方にご相談いただいて、そこでご自宅の方に訪問させていただいて、どれくらいの状況かというのを支援員の方で確認をさせていただき、持ち帰ったあとチームで状態によってどういうサービスができるかという案を検討させていただきます。地域包括支援センターは北地区と南地区に分かれておりまして、ウララにある地域包括の方は一中・四中・六中・三中。包括神立、神立病院建物の隣にありますが、二中・五中・都和地区・新治地区の4つの地区を担当させていただきますので、それぞれご相談いただいた時には、それぞれの包括の方にご連絡をいただければ対応いたします。現在本年度の実績といたしましては、20件程度チームの方で対応させていただきまして、私どものほうでの第7期計画では40件程度対応していければと考えておりますけど、その案件の濃い薄い段階に応じて対応方法も変わってきますので、現時点では20件。昨年度がちょうど実績が20件となっておりますので、昨年度よりは上がるかなと考えております。

○**福田委員長** 市内の介護事業所の数は。増減はありますか。

○**水田高齢福祉課長** 最近も新たに申請が出てきて、地域密着型の事業所も増えてきていますが、最近は安定してきているという状況にあります。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第18号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第18号令和2年度土浦市介護保険特別会計予算は、原案どおり決しました。次に、議案第27号令和元年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算第2回を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**菊田国保年金課長** 議案書41頁をお願いいたします。国民健康保険特別会計補正予算第2回でございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,264万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を154億5,137万5,000円とするものでございます。歳入からご説明いたしますので、46頁をお願いいたします。1款国民健康保険税でございます。令和元年度当初予算では、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分の3区分で現年課税分と滞納繰越分ごとの調定額をもとに予算計上しております。調定額は、被保険者の加入、脱退、所得更正などをもとに毎月更正処理を行っており、今回の補正は、年度末の収入見込額をもとに、一般被保険者及び退職者被保険者について、各区分ごとに減額及び増額の補正を行うものでございます。1目一般被保険者分の1節から3節までの現年度分合計で697万7,000円の減額でございます。4節から6節までの過年度分合計では2,724万8,000円の減額でございます。現年度分の収納率は、昨年度1月末現在が72.9パーセントで、今年度1月末では73.4パーセントと昨年を上回っております。47頁をお願いします。4款国庫支出金1項1目災害臨時特例補助金は、東京電力福島原発事故に伴う国保税及び医療機関に支払う一部負担金の減免分を補てんする補助金で、対象経費の増による補助金の増額補正でございます。5款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、2節特別交付金のうち特別調整交付金対象額の減額や特定健診等負担金の額の確定により減額補正をお願いするものです。6款財産収入1項1目利子及び配当金は、国保財政調整基金積立金の利子でございます。7款繰入金1項1目一般会計繰入金のうち1節保険基盤安定繰入金は、一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減分を、県4分の3と市4分の1で負担するための繰入で、額の確定により、増額補正をお願いするものでございます。2節保険基盤安定繰入金は、低所得者が多い国保被保険者の支援分として、国・県・市で負担する繰入で、額の確定により、増額補正をお願いするものでございます。5節財政安定化支援事業繰入金は、国保が低所得者や高齢者の加入割合が多いことなど、保険者の責めに帰すことができない実情に対する繰り入れで、財源は交付税措置がされるもので、令和元年度交付決定を受けて、減額補正を行うものでございます。48頁をお願いします。8款繰越金でございますが平成30年度決算剰余金の計上による増額補正でございます。前年度からの繰越金等を基金へ積み立てた後の剰余金です。次に歳出でございます。49頁をお願いします。1款総務費2項徴税费2目賦課徴收費ですが、ペイジー口座振替受付サービス導入に伴い、金融機関との契約を行い

ましたが、今年度中に契約できなかつた分も含め、契約料履行差額を減額補正するものです。3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費分ですが、災害臨時特例補助金の増額に伴う財源更正となっております。5款保健事業費1項1目特定健診等事業費でございますが、県補助金の令和元年度保険給付費等交付金の減額に伴う財源更正でございます。6款基金積立金でございます。平成30年度国保特別会計の決算剰余金の一部を基金へ積み立てるべく、増額補正を行うものでございます。以上が国民健康保険特別会計の歳入、歳出補正予算でございます。よろしく願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第27号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第27号令和元年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算第2回は、原案どおり決しました。次に、議案第28号令和元年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第2回についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**菊田国保年金課長** 国保年金課でございます。議案書51頁をお願いいたします。後期高齢者医療特別会計補正予算第2回でございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,631万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額17億8,441万3,000円とするものでございます。歳入からご説明いたしますので、56頁をお願いいたします。1款後期高齢者医療、保険料でございます。1目特別徴収保険料は年金天引きのため現年分のみですが、収入見込額をもとに減額補正するものでございます。2目普通徴収保険料につきましても、収入見込額をもとに現年度分は増額補正、過年度分は減額補正するものでございます。3款繰入金1項2目保険基金安定繰入金でございます。低所得者の保険料軽減分は、県が4分の3、市が4分の1を財源負担するもので、令和元年度の額の確定による減額補正でございます。また、被用者保険被扶養者の保険料軽減分は、該当する被扶養者は均等割5割軽減と所得割は全額免除されるもので、いずれも令和元年度の額の確定による、減額補正でございます。被用者保険被扶養者に係る均等割額の軽減措置は、特例的に、加入期間にかかわらず適用されていたが、令和元年からは、原則通り加入後2年間に限り、適用されることになり、加入後2年を経過する方は対象者から外れ対象者数が大幅に減少し、軽減額も大幅な減額となっている。4款繰越金でございますが平成30年度決算剰余金の計上による増額補正をお願いするものでございます。5款諸収入でございますが歳出における健診は、広域連合からの委託事業として行っておりますが、健診の受診者が増加し、医療機関への健診委託料が増となることに伴い、歳入として広域連合からの健康診査業務委託金が増となるものです。次に、歳出でございます。58頁をお願いいたします。1款総務費は、広域連合から事務用

として配置されているパソコン、プリンターについて、数量が縮減された結果として、パソコン等の使用料について減額補正するものでございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。後期高齢者医療保険料納付金は、収納見込額の増額に伴い、また、保険基盤安定納付金は、平成30年度納付額の確定による増額補正でございます。3款保健事業費でございます。1目健康診査費及び2目疾病予防費は、いずれも、後期高齢者の被保険者数増加に伴い、健康診査の受診者数が増加していることによる、健康診査委託料の増額補正でございます。以上が後期高齢者医療特別会計の歳入、歳出補正予算でございます。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第28号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第28号令和元年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第2回は、原案どおり決しました。次に、議案第29号令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算第5回についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 高齢福祉課でございます。追加議案書の59頁をお願いいたします。議案第29号令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算第5回につきまして、ご説明させていただきます。今回の補正につきましては、令和元年度収支の見込みに基づき、それぞれの予算科目において増減を行い、合計で減額するものでございます。保険事業勘定におきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2,255万9,000円を減額し、予算の総額を114億5,514万円とするものでございます。歳入からご説明いたします。64頁をお願いいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の1節現年度分特別徴収保険料、及び2節現年度分普通徴収保険料につきましては、収入見込額が当初見込額を下回ることが見込まれたことから、減額するものでございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、当初の見込みよりも保険給付費が下回ることが見込まれたことから、減額するものでございます。2項国庫補助金、5目保険者機能強化推進交付金につきましては、平成30年度から市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するために創設された交付金で、交付金の内示がありましたことから、増額するものでございます。4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、40歳から65歳未満の第2号被保険者の保険料で、支払基金からこれまでの実績に準じた交付決定があり、その額が減額となったことから、減額補正をするものでございます。65頁をお願いいたします。2目地域支援事業支援交付金につきましても、支払基金からこれまでの実績に準じた交付決定があり、その額が減額となったことから、減額補正をするものでございます。6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につ

きましては、介護給付費準備基金の運用利子分の増額でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金につきましては、当初の見込みよりも保険給付費が下回ることが見込まれたことから、減額するものでございます。2目地域支援事業繰入金につきましては、当初の見込みよりも事業費が下回ることが見込まれたことから、減額するものでございます。4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料負担軽減を図るため、一般会計で国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1で負担し、合算のうえ特別会計に繰り入れるもので、国の交付決定に基づき増額するものでございます。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険料収入や国・県支出金等が歳出に対し不足する場合、基金を取り崩して充当するもので、今回、歳出に対し歳入が不足することから、増額するものでございます。66頁をお願いいたします。9款諸収入、2項雑入、1目第三者納付金につきましては、交通事故等により介護保険を利用した方の費用について、加害者から納付されたもので、減額するものでございます。また、2目返納金につきましては、介護報酬の過払い金の返還金でございます。増額するものでございます。歳出につきましてご説明いたします。67頁をお願いいたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目施設介護サービス給付費につきましては、当初の見込額を下回ることから、減額するものでございます。3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、13節委託料の緩和型訪問サービス及び19節負担金にある従来の訪問型サービスともに、当初の見込額を下回ることから、減額するものでございます。4款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、第三者納付金や介護給付費返還金等を基金に積立するもので、当初見込みを下回ったため減額するものでございます。説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○**下村委員** 医療費審査、レセプト審査の問題があって医療費報酬についての審査をしながらお支払いしているんですが、こういった介護サービスについての審査というのはどういう風にやって支払いをしているんですか。

○**水田高齢福祉課長** 各サービス事業者の方から国保連の方に支払いの請求がいったときに国保連の方で審査をしています。合わせてこちらの方でも監査に入らせていただいて、施設の運営状況等、収入支出、それから適正にサービス提供が行われているか等を書面を拝見させて頂きながらチェックをさせていただいております。

○**下村委員** いわゆる110億は非常に大きな金額なので、医療費と違って審査の仕方というのがいわゆる消えてしまうわけですね。介護事業というのは何かしてもらって消えてしまうものもあるでしょ。形として残らない。そういったものを評価しながら書類上で支払いをしていくわけですね。だから厳しい監査というか監視が必要なのかなど。返還などは出てこないんですか。

○**水田高齢福祉課長** 金額で1億当初予算から減額させていただいたものは、歳出の方



の67頁の施設介護サービス給付費の方は、当初予算を課題に見込んだのか、それほどサービスがなかったのかというところがよく見なくてはならないのかなと思いますけど、こちらは予定よりサービスが少なかったことで支出の方が減りましたというものになります。それと合わせまして66頁で、雑入の2目で返還金。こちらの方はレセプトの点検と同じように、介護報酬の過払いが生じたことが確認できましたので、これは市の方で確認できたものなんですけど、それについては分割で納入していただいているものになります。そういうチェック機能も介護保険適正化事業でもっと取り組まなくてはならないということが、国の方からもいわれておりますので、よりチェックをしていきたいと思います。

○**下村委員** 例えばこのケアマネージャーさんにケアプランを作成してもらおうとか、いろいろありますけど、具体的にケアマネージャーさんの方から一方的にもらうもの、ケアプランを作りましたって、自分たちの方でそれをこうやって見ると、費用がねあつという間になくなってしまう。そういったことも困るので、そういうところまで行き届いた監視を誰がするのか。きちんとやっていただいて返還金など無いようにという風に思います。

○**水田高齢福祉課長** ケアマネージャーに対しての研修というのも我々の方でやらせていただいています、ケアプランをサンプルとして作っていただいたものを提出していただきまして、主任ケアマネージャー等の指導的な立場の方に集まっていたいて、その内容で良いのか、過大なサービスをやっていないか、逆に足りなく無いかというのも研修を通じて各ケアマネージャーに対してお伝えさせていただいております。ただなかなか人数もおりますし、後その研修会に自分のケアプランが本当にこれでいいのか疑いを持ちながら参加する方もいらっしゃいますので、なかなか行き届かないこともあるかと思いますが、その辺は皆さんに情報共有してもらえような形で質を高めていきたいと思います。

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第29号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第29号令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算第5回は、原案どおり決しました。以上で、当委員会に付託されました議案及び請願・陳情の審査は終了いたしました。執行部の方は、退席していただいて結構です。お疲れ様でした。委員の皆さんは、もう暫くお願いします。

<執行部退席>

○**福田委員長** それでは次に、各種委員会等委員の選出についてになります。土浦市障害者計画策定委員会委員についてをお願いします。1名の選出となります。前は塚原委員ですがいかがいたしますか。

○**目黒委員** 私希望します。

○**福田委員長** それでは、土浦市障害者計画策定委員会委員には、目黒委員に決定いたします。次に、土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員についてを

お願いします。1名の選出となります。いかがいたしますか

○矢口副委員長 現在私がやっております。

○福田委員長 では引き続き矢口副委員長にお願いします。選出された委員はよろしく  
お願いします。土浦市学校給食センター運営審議会委員についてをお願いします。  
1名の選出となります。いかがいたしますか？

「そのままでいいんじゃないですか」との意見あり

○福田委員長 それでは、土浦市学校給食センター運営審議会委員には、矢口委員にお  
願いいたします。選出された委員はよろしくお願いします。次に、学区審議会委員  
についてをお願いします。2名の選出となります。いかがいたしますか？

○福田委員長 それでは、学区審議会委員には、鈴木委員と田子委員をお願いいたしま  
す。選出された方々はよろしくお願いします。

○福田委員長 以上で、協議事項等は終わりました。それでは以上で文教厚生委員会を  
閉会します。長時間にわたり、お疲れ様でした。